



山北町へ転入を  
お考えの方に！

山北町外からの転入で、  
親世帯と子世帯が同居・近居すると

最大**30**万円補助

山北町定住促進事業  
(新築祝金の交付事業)

町指定の融資機関から  
住宅資金を借り入れると

最大**30**万円利子補助

山北町勤労者等  
住宅資金利子補助事業

当初10年間の  
借入金利 **年0.25%引下げ**

当初5年間の  
借入金利 **年0.25%引下げ**

**【フラット35】地域連携型** (子育て支援)  
(地域活性化)


山北町が行う上記補助事業に関するご相談は



山北町 定住対策課 定住対策班

**0465-75-3650**

〒258-0195  
神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420(通話料金がかかります。)

## ①山北町定住促進事業(新築祝金の交付事業)の概要

新築祝金は、山北町の人口増加と若者・中堅世代の定住を図ることを促進するため、戸建住宅(※1)の取得に対し、町外から転入する世帯に**20万円**を、山北町内で世帯分離等により転居する世帯に**10万円**を奨励金として交付するものです。

新築祝金の対象者のうち、転入や転居に当たり親(配偶者の親を含む)と同居又は近居をする世帯に対し、二世帯同居近居奨励金**10万円**を新築祝金に**加算**します。

新築祝金		+	二世帯同居近居奨励金の加算	
要件	補助額		要件	補助額
町外から町内へ転入する世帯	20万円		親世帯と同居(※2)または近居(※3)する世帯	10万円
町内で転居をした世帯	10万円			

※1 新築の一戸建ての住宅(併用住宅を含む)をいいます。

※2 同居とは、補助申請者と親(配偶者の親を含む)が同じ住宅に居住することをいいます。

※3 近居とは、補助申請者と親(配偶者の親を含む)が、山北町内においてそれぞれ別の住宅に居住することをいいます。

## ②山北町勤労者等住宅資金利子補助事業の概要

山北町内に自己の居住の用に供する住宅を取得する勤労者等(※)が融資機関から住宅資金の融資を受けた場合の支払利子の一部を補助することにより、町内定住の促進を図るとともに、居住水準を向上させることを目的とする補助事業です。

(※)勤労者等とは、事業所に勤務している方または、自営業に従事する方をいいます。

要件	補助額	参考
補助対象金額	借入金額の <b>500万円</b> 以内	3年間で 最大 <b>30万円</b> 利子補助
年利	上限 年利 <b>2%</b> (借入金の利率2%未満の場合は、当該借入利率とします。)	
利子補助の期間	上限 <b>3年</b>	
町指定融資機関	横浜銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫、かながわ西湘農業協同組合	

(※)初回申請期間は、補助金交付対象となってから2年以内としています。

「山北町定住促進事業」および「山北町勤労者等住宅資金利子補助事業」の詳細は山北町のホームページをご確認ください。



## ③【フラット35】地域連携型(子育て支援) 当初10年間年**0.25%**金利引下げ 【フラット35】Sでさらに金利を引下げ!

「①山北町定住促進事業」の二世帯同居近居奨励金を受ける方で、補助申請者に中学生以下(胎児を対象に含む。)である現に同居し扶養する子がある方

## ④【フラット35】地域連携型(地域活性化) 当初5年間年**0.25%**金利引下げ 【フラット35】Sでさらに金利を引下げ!

町外から移転し、「②山北町勤労者等住宅資金利子補助事業」の補助金を受ける方

## 【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、山北町から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】地域連携型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



山北町でご利用いただける【フラット35】地域連携型はこちら



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(令和4年4月現在)